

認可外(届出)保育施設を利用されている皆様



令和元年10月1日から



幼児教育・保育の**無償化**が始まります。

認可外(届出)保育施設も無償化の対象です。



9月までに認定が必要な方がいます。

○ 10月から無償化の対象となるために、お住まいの市町村から9月までに「保育の必要性の認定」を受ける必要のある方がいます。

⇒ 手続きについては裏面をご覧ください。



保育料が一定の範囲で無償化されます。

- 以下のとおり保育料が無償化されます。
 - ・ 3～5歳の子ども：月額3万7000円まで
 - ・ 住民税非課税世帯の0～2歳の子ども：月額4万2000円まで
- 保育料に含まれない通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。

⇒ 手続きについては裏面をご覧ください。



具体的な対象施設等は以下のとおりです。

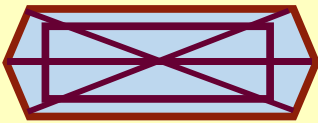
- 県に届出をし、国の定める基準を満たす認可外(届出)保育施設(※)、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業
- ⇒ 施設は、無償化の対象としての「確認」を市町村から受ける必要があります。

(※) 国の基準を満たさない認可外(届出)保育施設については、5年間の猶予期間があります。施設に関する詳しい情報は、以下の県のHPもご覧ください。

福岡県 届出保育施設の情報

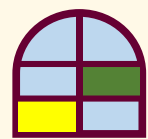
検索





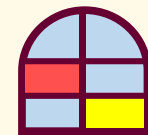
認定の手続きについて

- 「保育の必要性の認定」を受けていない方は、まず、お住まいの市町村に認定の申請が必要です。
- 市町村が準備する「子育てのための施設等利用給付認定申請書」で認定申請を行ってください。
- 無償化が開始される前の9月までに、市町村から認定を受けていただく必要があります。
- 「保育の必要性の認定」については、認可保育所を利用する場合と同等の就労等の要件が必要です。



利用費の請求・支払いについて

- 利用費の請求・支払いの手続きは、施設によって異なります。お住まいの市町村にご確認ください。



【認可外(届出)保育施設に
 関するお問い合わせ】
 福岡県福祉労働部子育て支援課
 TEL：092-643-3577

【無償化の手続き等に
 関するお問い合わせ】
 お住まいの市町村まで
 お問い合わせください。